

70 歳未満の方

高額療養費制度のご案内

高額療養費制度は、医療機関や薬局に支払う 1 か月（月の 1 日～31 日まで）の医療費が、一定の額（自己負担限度額）を超えると、超えた分が健康保険から支払われるという制度です。医療機関や薬局から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経るため、払い戻しには診療月から 3 か月程度時間がかかります。

■ 自己負担限度額(月額)の一覧表

区分	自己負担限度額	
		多数該当※
ア (標準報酬月額が 83 万円以上の方)	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ (標準報酬月額が 53 万円～79 万円の方)	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ (標準報酬月額が 28 万円～50 万円の方)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ (標準報酬月額 26 万円以下の方)	57,600 円	44,400 円
オ：住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※ 多数該当

同じ世帯（同一被保険者）で、1 年以内に高額療養費の支給が 4 回以上あった場合には、4 回目からは自己負担額が引き下げとなります。

■ 高額療養費の対象外になるもの

- 入院時の食事代

所得の区分	1 食あたりの食事代
一般	460 円
住民税非課税世帯	90 日までの入院…210 円
	90 日を超える入院…160 円

難病医療費助成制度、小児慢性特定疾患医療費助成制度を利用している所得区分「一般」の方の食事代は 1 食 260 円です。住民税非課税の方は左表と同様です。

- 診断書等の文書料・差額ベッド代・レンタル代(病衣・タオル・日用品など)・保険適用外診療・居住費・おむつ代 など

限度額適用認定証について

入院治療などで医療費が高額になることが想定される場合は、事前に「限度額適用認定証」の取得をおすすめします。受診時に医療機関等の窓口に「限度額適用認定証」を提示すると、支払いを自己負担限度額までに留めることができます。限度額適用認定証には有効期限があります。申請した月の 1 日から有効なものが発行されます。

■ 申請窓口

国民健康保険…お住まいの区市町村の国民健康保険の担当課

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険…保険証に記載された全国健康保険協会の各都道府県支部

その他の健康保険組合・共済組合…保険証に記載された健康保険組合・共済組合

- 申請の際に申請書・印鑑・保険証が必要になります。
- マイナンバーの確認や身分証明書の提示を求められる場合があります。各申請窓口にご確認ください。

■ その他

- 高額療養費制度の対象となる医療費は、受診者ごと、医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別計算）に、1 か月に支払った保険診療分の自己負担分になります。70 歳未満の方は 21,000 円以上のものが合算対象となります。
- 加入している健康保険によっては、付加給付があります。加入している健康保険にご確認ください。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表）（内線 2081, 2084, 2489）



国立研究開発法人
国立国際医療研究センター病院
National Center for Global Health and Medicine